

ペットファーストほけん

重要事項説明書

重要事項説明書は、ご契約に際し特にご確認いただきたい重要な事項
（「契約概要」「注意喚起情報」）を記載したものです。
内容を十分ご理解のうえ、お申込みいただくようお願いします。



【契約概要】

保険商品の内容をご理解いただくための事項



【注意喚起情報】

保険契約者にとって不利益になる事項など、
特にご注意いただきたい事項

1.用語説明

カ	解除	保険契約者の申し出があった場合や、保険契約者が保険契約上の義務を履行されなかった場合に、保険会社が保険契約を終了させることをいいます。(契約者が契約期間の途中で将来に向け契約を解約すること、保険料の未収または重大事由により保険会社が解除すること等)
キ	記名被保険者	保険の対象となるペットの飼い主の方で、保険証券等に記載の方をいいます。
ケ	継続契約	普通保険約款に基づく保険契約のうち、次のいずれにも該当するものをいいます。 ①継続前契約の保険期間の末日の翌日を保険期間の初日とすること。 ②対象ペットが同一であること。
コ	告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書および告知書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいいます。
	午後12時	夜の12時をいいます。
	支払限度額	次の上限額をいいます。 ①通院、入院、手術の各種の1日あたりまたは1回あたりの上限額 ②通院・入院・手術の年間総支払の上限額
	主務官庁	行政事務の遂行において権限をもつ官庁をいい、少額短期保険業の主務官庁は、金融庁となります。
	手術	診療を目的とし、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すことをいい、全身麻酔を用いた次のいずれかの処置も含むものとします。 ①歯科処置 ②整形外科疾患の非観血的処置 ③食道、胃等における異物除去目的または組織採取目的のための内視鏡的処置
シ	傷病	次の傷害および疾病をいいます。 ①傷害 対象ペットが急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害をいい、この傷害には身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状*を含みます。ただし、細菌性食物中毒およびウイルス性食中毒は含みません。 ②疾病 対象ペットが被った①以外の傷病をいいます。 *中毒症状:継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
	診療	獣医師または獣医師の指示により動物病院の従業員が行う傷病の原因を究明するための診察*およびその診察に基づく治療行為ならびにこれらに付随する一連の医療行為をいい、予防措置を含みません。 *傷病の原因を究明するための診察:検査を含みます。
	自動継続	満了日の属する月の前月10日までに申し出がない限り、ご契約が自動的に継続となることをいいます。
タ	対象ペット	保険証券等に記載の、保険の対象となる犬・猫をいいます。
	第1保険期間	保険期間のうち最初の1カ月間をいいます。(プラン70aのみ)
	第2保険期間	保険期間のうち第1保険期間を経過した後の期間をいいます。(プラン70aのみ)
ツ	通院	診療が必要な場合において、対象ペットを動物病院に通わせ、診療を受けることをいいます。
	月払(分割保険料)	年額保険料を12回に分割して払い込むものとして保険証券に記載された保険料をいいます。
ト	動物病院	獣医療法(平成4年法律第46号)に定める診療施設をいいます。
	動物取扱業者	動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)に定める動物取扱業の登録を受けた者をいいます。
ニ	入院	診療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、対象ペットが動物病院に入り、常に獣医師の管理下において治療に専念させることをいいます。
ネ	年払	年額保険料を一括で払い込むものとして保険証券に記載された保険料をいいます。
ハ	払込期日	保険契約者に保険料を払い込みいただく期日をいいます。契約区分や払込方法、回数に応じて異なります。
	払込猶予期間	払込期日の翌日から払込期日の属する月の翌月末日までをいいます。
ヒ	被保険者	主に保険の対象ペットの飼い主の方で、補償を受けられる方(保険金を請求できる方)をいいます。
ヘ	返還保険料	保険期間の途中で、保険契約を解除された場合に返還する未経過期間に対応する月数分の保険料をいいます。
	保険金	被保険者が負担した診療費に対して、当社所定の算式により算出した額を被保険者に支払うものをいいます。
	保険契約者	保険契約をお申込になる方で、保険契約上の様々な権利・義務(保険料の支払義務等)を有する者をいいます。
ホ	保険証券等	保険の対象ペットや保険契約者、被保険者、支払限度額、保険期間などの契約内容を具体的に記載したものをいい、書面以外にも電磁的方法で提供した事項を、保険証券等の記載事項とみなします。
	保険期間	保険証券等記載の保険期間をいい、当社の保険責任は、保険期間の初日の午前0時に始まり、末日の午後12時に終わります。なお、時刻は、日本国の標準時によるものとします。
	補償開始日	保険証券等記載の保険期間の初日(開始日)をいいます。
	補償割合	保険事故により生じた損害の額に対して、保険金として支払われるべき金額の割合をいいます。
マ	保険契約の満了	保険契約が、保険期間の末日で終了することをいいます。
	満了日	保険契約が保険期間の最終日まで続くことを前提とし、保険期間の末日をいいます。
ミ	未経過期間	保険期間の途中で、解除等が発生した場合、その解除等の日の翌日から保険期間の末日までの期間をいいます。
ヤ	約款(やっかん)	契約内容を具体的に記したもので、普通保険約款と特約があります。これらは当社ホームページ(ご契約者の方へ)に掲載しています。

2.ご契約前にご確認いただきたいこと

(1)商品のしくみ

ペット保険「ペットファーストほけん」の対象となるペット(以下、「対象ペット」といいます)は、保険の対象となる家庭で、飼育することを目的とし、動物取扱業者によって販売された*1犬*2または猫です。対象ペットが保険期間中に傷病を被り、日本国内の動物病院で診療を受けた場合に、被保険者が負担した診療費について所定の範囲内で補償します。

※1.当社が特別に認めた場合を除きます。

※2.身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)に定める盲導犬・介助犬、および聴導犬を含みます。

※70%補償プランの場合は、はじめの1か月目(第1保険期間)と2~12か月目(第2保険期間)の補償金額が異なります(以下ご参照ください)。

例:4月1日にプラン70aをご契約され、4月10日に通院を行い、5月10日に経過観察で1回通院した場合

4月「第1保険期間」 4月1日- 補償開始 4月10日- 通院①

5月「第2保険期間」 5月10日- 通院②

※「通院②」の通院が、第1保険期間中「通院①」に発生した傷病に起因しても、第1保険期間の補償割合(100%)でなく、第2保険期間の補償割合(70%)となります。

(2)補償の概要

①基本となる補償

【保険金をお支払いする主な場合】

対象ペットが保険期間中に傷病を被り、日本国内の動物病院で診療を受けた場合に保険金をお支払いします。なお、お支払いする保険金は、補償の対象となる診療費に補償割合を乗じた額、かつ保険証券等記載の各保険期間に応じた支払限度額の範囲内となります。

【保険金をお支払いできない主な場合】

保険期間前に被った傷病・先天性異常等	<ul style="list-style-type: none"> ●保険期間が始まった後でも、傷病の原因が生じた時が保険料領収前である場合 ●初年度契約の場合において、保険期間中に被った傷病であっても、傷病の原因が生じた時が保険期間の始まる前であるとき ●継続契約の場合において、保険期間中に被った傷病であっても、傷病の原因が生じた時がこの保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の始まる前であるとき ●保険期間が始まる前に獣医師の診断により発見されていた先天性異常等
ワクチン等の予防接種により予防できる病気	<ul style="list-style-type: none"> ●犬パルボウイルス感染症 ●犬アデノウイルス2型感染症 ●狂犬病 ●犬パラインフルエンザ感染症 ●犬コロナウイルス感染症 ●犬ジステンパーウイルス感染症 ●犬伝染性肝炎 ●犬レプトスピラ感染症 ●猫カリシウイルス感染症 ●猫汎白血球減少症 ●猫ウイルス性鼻気管炎 ●猫白血病ウイルス感染症 ●フィラリア感染症 <p>※疾病の発症日とその予防措置の有効期間内であった場合、および獣医師の判断により予防措置を講じることができなかつたと認められる場合を除きます。</p>
予防に関する費用等	被保険者が負担した予防のためのワクチン接種費用(注1)またはフィラリア・ノミ・ダニ等の駆虫薬および薬剤投与等の処置に要する費用(注2)
傷病にあたらぬもの	<ul style="list-style-type: none"> ●正常な妊娠・出産、交配、早産、帝王切開、流産、人工流産、ならびにそれらによって生じた症状および傷病 ●断耳・断尾および美容整形のための処置 ●去勢、避妊、歯石取り、歯切り・歯削り(不正咬合を含みます)、爪切り(狼爪の除去を含みます)、耳掃除、肛門腺しぼりおよびこれらに伴う処置ならびに乳歯遺残、停留睪丸、臍ヘルニア、そけいヘルニアに対する処置 <p>※他の傷病の治療の手段としてこれらの処置またはこれらに対しての処置を行った場合を除きます。(上記に定める処置に他の診療を併行して行った場合の上記に定める処置(麻酔費用を含みます))</p>

検査・健康診断・ 代替医療 等	<ul style="list-style-type: none"> ●健康体に行われる検査・健康診断 等 ●健康体に行われた検査後に症状原因または診断名が確定した場合のその検査費用 ※健康体を想定して行われた検査費用を含み、加療の効果を計るために治療の一環を構成する検査費用は含みません。 ●中国医学(鍼灸を除きます)、インド医学、ハーブ療法、アロマセラピー、ホメオパシー、温泉療法および酸素療法等の代替医療 ●安楽死、遺体処置および解剖検査
健康食品・ 医薬部外品 等	<ul style="list-style-type: none"> ●入院中の食餌に該当しない食物および療養食 ●獣医師が処方する医薬品および漢方薬以外のもの
診療費以外の 費用 等	<ul style="list-style-type: none"> ●シャンプー剤、薬用シャンプー剤、医薬品シャンプー剤およびイヤークリーナー(いずれも、動物病院内で処置に用いられるものを除きます) ●入浴費用(トリミング、グルーミング等に係る費用を含み、獣医師の指示により動物病院内で行われる薬浴に係る費用は除きます) ●往診料等の診察加算料(初診料、再診料等の基本診察料に加算される費用をいいます)、ペットホテルまたは預かり料、散歩料、予防目的のための初診料および再診料、文書料、動物病院へ行かず薬剤のみ配達される配達料およびこれらと同種の費用 ●カウンセリング料、相談料、指導料およびセカンドオピニオン等
自然災害 によるもの	地震または噴火、これらによる津波、風水害等の自然災害
保険契約者・ 被保険者の 行為によるもの	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者(注3)または被保険者の故意または重大な過失。 ●被保険者の精神障害、泥酔状態、心神喪失または薬物依存等による行為 ●被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●対象ペットに対して給餌または給水等基本的な管理を怠ったことによるもの
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ●核燃料物質(注4)もしくは核燃料物質(注4)によって汚染された物(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 ●上記の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故 ●上記以外の放射線照射または放射能汚染 ●被保険者が負担したマイクロチップの埋込費用

(注1) 予防のためのワクチン接種費用: ワクチン接種が原因で生じた傷病に対する診療費については保険金をお支払いします。

(注2) フィラリア・ノミ・ダニ等の駆虫薬および薬剤投与等の処置に要する費用: 傷病の治療に対してこれらの駆虫薬を用いる場合は保険金をお支払いします。

(注3) 保険契約者: 法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注4) 核燃料物質: 使用済核燃料を含みます。

(注5) 核燃料物質によって汚染された物: 原子核分裂生成物を含みます。

②主な特約とその概要

特約名	特約の概要
第1保険期間特別補償割合設定特約(プラン70a)	この特約は、保険期間の初日における満年齢が1歳未満の動物を保険の目的とする場合に適用されます。また、この動物は、当社が特別に認めた場合を除き、動物取扱業者によって販売されたものに限ります。この特約は、新規契約にのみ適用され、継続契約には適用されません。
継続契約特約	保険契約の満了する日の属する月の3カ月前の末日までに、保険契約が継続される場合における継続後の契約の内容を記載した継続の案内を保険契約者に交付し、当社または保険契約者のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、この保険契約の保険期間の末日と同一の内容で継続されるものです。
初回保険料口座振替特約	初回保険料の払い込みを、初回払込期日に、指定口座から当社の口座に振り替えることにより行います。
保険料分割払特約	年額保険料を、12回の分割保険料に分割して払い込むものです。
クレジットカード払特約	クレジットカードを使用して、保険契約の保険料を払い込むものです。
特定疾病部位不担保特約	以下の疾病を被ったことによって被保険者が負担した診療費に対しては、保険金をお支払いしません。 ● 保険証券等記載の疾病 ● 保険証券等記載の身体部位に生じた疾病
通信販売特約	保険申込者が以下の方法により保険契約の申込みを行う場合に適用されます。 ● 保険契約申込書に所要の事項を記載し、当社または代理店に送付するもの ● 電話、インターネットを除く情報処理機器等の通信手段を媒介とし、当社または代理店に対し契約意思の表示をするもの ● インターネットを媒介とし、インターネット上に明示された契約情報に基づき、当社または代理店に対し契約意思の表示をするもの
手術のみ支払特約	被保険者が負担した診療費のうち、手術および手術と連続する入院の診療費に対して、保険金の支払対象とするものをいいます。この特約は継続契約にのみ適用されます。

※特約の詳細については、「約款」をご確認ください。

③補償の重複 

既にこの保険の対象となるペットと同一のペットを対象とする他の同種の保険商品(当社以外の保険契約・特約を含みます)を契約されている場合、補償が重複することがあります。補償が重複している保険契約がある場合、どちらかの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。また、実際の損害額(100%)を超えて保険金のお支払いを受け取ることはできません(下表の例をご参照ください)。補償内容の違いや保険金額等をよくご確認ください。うえでお申し込みください。

例) 通院1日の診療費(損害額)	例) A社支払額	例) 当社支払額
20,000円	12,000円	8,000円

④補償プランの設定 

プラン70aの場合、第1保険期間と第2保険期間とでは、補償割合、支払限度額が異なります。なお、ご契約いただいた補償プランは保険証券等にてご確認ください。

⑤被保険者の範囲 

主にペットの飼い主の方で、補償を受けられる1~3の方(保険金を請求できる方)をいいます。

1. 保険証券等記載の被保険者(以下「記名被保険者」といいます)
2. 記名被保険者の配偶者
3. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

⑥保険期間および補償の開始・終了時期  

【保険期間】当商品の保険期間は1年です。

【補償開始の時期(補償開始日)】当商品の補償は、対象ペットの引渡日より始まります。

①補償開始の前に被っていた傷病に対しては、保険金をお支払いできません。

【補償終了の時期(満期日)】保険期間の最終日の午後12時をもって補償は終了します。

【入院の取扱いについて】

- 1.入院中に保険期間が満了(非更新を含む)したときは、その満了日を含めて継続している入院を、保険期間中の入院とみなして取り扱います。
- 2.同一の原因で入退院を繰り返した場合、入退院1回ごとに1回の入院として取扱います。

⑦引受条件 

a.保険の対象となるペットは、次の条件に該当する場合に限りです。

- ・家で飼育されている犬・猫(身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)に定める盲導犬、介助犬および聴導犬を含む)
- ・補償開始日時点におけるペット年齢が0歳~7歳11カ月であること。

b.保険契約者が、日本国内に在住の個人または法人に限りです。

※1.当社が特別に認めた場合を除きます。

※2.身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)に定める盲導犬・介助犬、および聴導犬を含みます。

①告知内容により、お引き受けできない場合があります。

②既に当該ペットが他のペット保険に加入している場合は、当商品にお申込みできない場合があります。

③保険契約者が15歳未満の場合はお申込みできません。また、18歳未満の場合は親権者の同意が必要となる場合があります。

(3)保険料の決定の仕組みと払込方法等

①保険料決定の仕組み 

保険料は、補償プラン、対象ペットの品種・年齢により決定します。実際の保険料は、保険証券等の「保険料のお支払内容」欄をご確認ください。なお、継続後の商品はペット保険「ベツファーストほけん」(P.5参照)となり、保険料は満了日の属する月の3カ月前の末日までに「継続契約についてのご案内」にてお知らせします。また、保険料は、所定の年齢層において、対象ペットの年齢が上がることにより毎年変わります。

①商品改定等により、継続契約の保険料が変更になる場合があります。その際は「継続契約についてのご案内」等にて別途お知らせします。

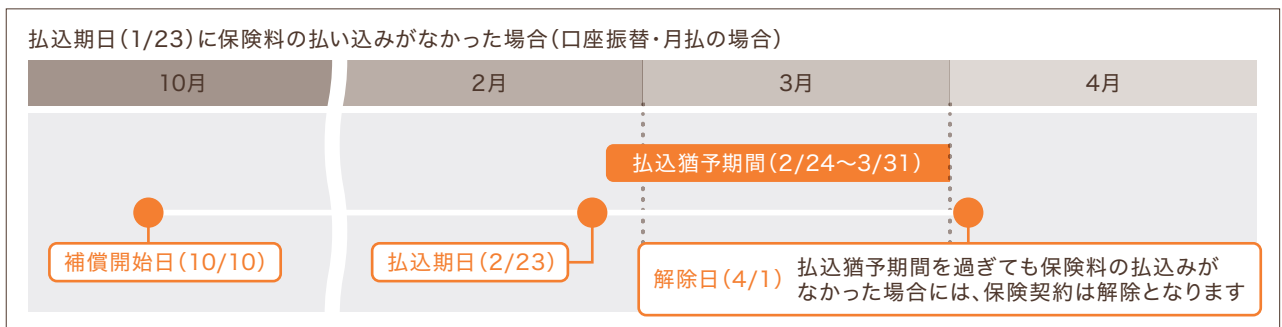
②保険料の払込方法・回数  

保険料の払込方法は、「クレジットカード払い」「口座振替払い」「代理店口座への振込み(初年度のみ)」からご選択いただけます。また、保険料の払込回数は、一括して払い込む「年払」または毎月払い込む「月払」からご選択いただけます。

①保険料の払込回数を「月払」とした場合において、保険期間中に年間支払限度額に到達した際には、残りの保険期間の未払月払保険料を一括して払い込みいただくこととなります。

③保険料の払込猶予期間等の取扱い 

払込期日の翌日から払込期日の属する月の翌月末日までは、保険料の払込猶予期間となります。払込猶予期間を過ぎても保険料の払い込みがなかった場合には、保険契約は解除となります。



①払込猶予期間中の保険金請求については、未払込保険料の払込み確認後に保険金をお支払いします。

(4)満期返戻金・契約者配当金 

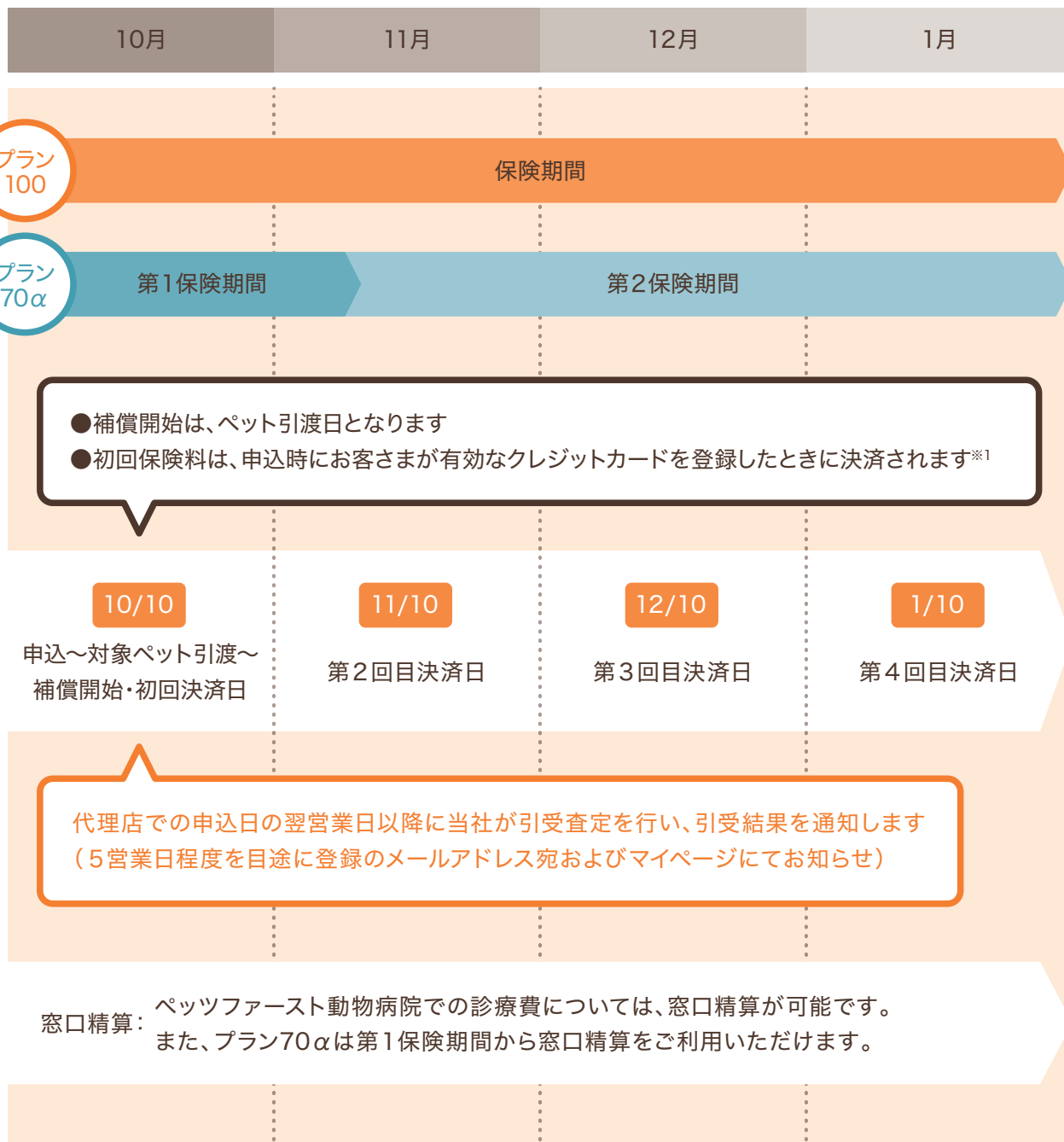
この保険には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

補償開始と保険料払込スケジュール

例) 10/10にお申込および対象ペットの引渡しをした場合(払込回数:月払)



【保険料払込方法】
クレジットカード決済の場合



*1 実際のお客様の口座からの引落日については、カード会社により異なりますので発行元カード会社へお問合せください。



【保険料払込方法】
口座振替の場合

10月

11月

12月

1月

プラン
100

保険期間

プラン
70α

第1保険期間

第2保険期間

- 補償開始は、ペット引渡日となります
- 初回保険料は、原則補償開始月の翌月23日に2カ月分を合算して引き落とします※2

10/10

申込～対象ペット引渡～
補償開始

11/23

初回口座振替日

12/23

第2回目口座振替日

1/23

第3回目口座振替日

代理店での申込日の翌営業日以降に当社が引受査定を行い、引受結果を通知します
(5営業日程度を目途に登録のメールアドレス宛およびマイページにてお知らせ)

窓口精算： ペッツファースト動物病院での診療費については、
窓口精算が可能です※2

※2 当社にて初回保険料の払い込みの確認(口座振替日から5営業日程度)が出来次第可能となります。
(年払の場合も年払保険料の払い込みが確認出来次第可能となります)

3.ご契約時にご確認いただきたいこと

(1)告知義務(申込書の記載上の注意事項)

申込書に記載の保険契約者または被保険者となる方は、保険契約締結の際、当社が告知を求めた事項(告知事項)について事実を正確に告知する義務(告知義務)があります。告知事項について記載がない場合や、記載内容が事実と異なる場合には、告知義務違反として保険契約を解除させていただくことや、保険金をお支払いできないことがあります。*

※告知事項の記載の有無にかかわらず、保険期間が始まる前から被っていた傷病など、保険金をお支払いできない場合があります。

【ペット保険の主な告知事項】

- 対象ペットの情報(健康状態など)
- 他のペット保険の加入の有無

(2)クーリング・オフ制度(お申込み撤回等)

契約のお申込み後であっても、お申込みの撤回または契約の解除(以下、「クーリング・オフ」といいます)を行うことができます。ただし、継続後(2年目以降)はクーリング・オフできません。

【クーリング・オフ(申込みの撤回等)】

1. 保険契約者は、保険契約の申込みの撤回または契約の解除(以下「クーリング・オフ」という。)に関する事項を記載した書面または電磁的記録にて、契約書面を交付された日または申込をした日のいずれか遅い日から起算して8日以内に、保険契約のクーリング・オフを申し出ることができます。
2. 前項の場合、保険契約者は、前項の期間内(郵送の場合は、期限となる当日の消印まで有効とする。)にご契約をクーリング・オフする旨の記載及び以下の<記載必要事項>を記入のうえ署名または記名・捺印した書面、または電磁的記録により、当社に請求することとします。
3. 本条による保険契約のクーリング・オフの請求があった場合、すでに払い込まれた保険料があるときは、当社は、その全額を保険契約の保険契約者に返還します。当社および代理店は、クーリング・オフによる損害賠償または違約金を一切請求しません。

⑩既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、それを知らずにクーリング・オフをお申し出の場合は、お申し出の効力は生じないものとします。

【宛先】郵便の場合は、8日以内の消印有効

〒153-0063 東京都目黒区目黒1-24-12オリックスビル
ペットファースト&グレイス少額短期保険株式会社
クーリング・オフ受付係

<クーリング・オフ受付メールアドレス>メールの場合は、8日以内の発信日有効
customer@pfirst-grace.co.jp

<記載必要事項>

- ①ご契約をクーリング・オフする旨の記載
- ②ご契約の申込日
- ③ご契約を申し込まれた商品(補償割合)例:ペットファーストほけん プラン70a
- ④ご契約を申し込まれた方の氏名、住所、電話番号
- ⑤契約者ご本人の保険料返還口座

(金融機関名/支店名/種別/口座番号/口座名義人フリガナ)

※必ず契約者ご本人の口座情報の記載をお願い致します。他の方の口座情報を書かれても返還できません。

⑩保険料の払込方法が「代理店口座への振込」の場合は、クーリング・オフ手続きの完了後、保険料に関するお手続きがございますので、お申し込みをされた代理店にご連絡ください。

4.ご契約後における注意事項

(1)通知義務等

ご契約後に以下の事由が生じたときは、当社までご連絡ください。また、変更事由が生じたことを当社に通知しなかった場合には、保険契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

ご契約者が住所を変更されたとき	インターネット上のマイページにてお手続きが完了できます。
ご契約のペットを譲渡される時	当社ホームページのお問合せフォームまたはカスタマーセンターまでご連絡ください。
ご契約者が死亡されたとき	
ご契約のペットが死亡したとき	

(2)解除と返還保険料

① 保険契約を解除する場合

保険契約を解除する場合は、カスタマーセンターまでご連絡ください。解除のお手続き方法や返還保険料についてご案内します。解除時の返還保険料は下表のとおりです。

年払	年払保険料の未経過期間に対応する月数分
月払	<u>返還保険料はありません。</u> 既経過期間に対応する月払保険料のうち払い込みいただいていない保険料がある場合は、その分を請求します。

② 対象ペットが死亡した場合

対象ペットが死亡した場合、保険契約は消滅します。この場合、消滅時以降の保険料の返還は上記①に準じます。

④ 対象ペットが死亡した日を証明する書類（診療明細書・死亡診断書等）がある場合は、ペットが死亡した日からご契約が消滅となります。ペットが死亡した日を証明する書類がない場合は、当社に死亡のお申し出をいただいた日からご契約は消滅となります。

③ 重大事由による解除

次のいずれかの事由に該当する場合は、保険契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- a. 保険契約者または被保険者が、当社に保険金を支払わせることを目的として対象ペットに傷病を生じさせた、または生じさせようとしたこと。
- b. 被保険者が、保険金の請求について不正を行った、または行おうとしたこと。
- c. 保険契約者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと等。
- d. 上記のほか、保険契約者または被保険者が、a～cと同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(3) 契約内容の変更

ご契約の継続内容検討期間（P23参照）にお申し出ください。

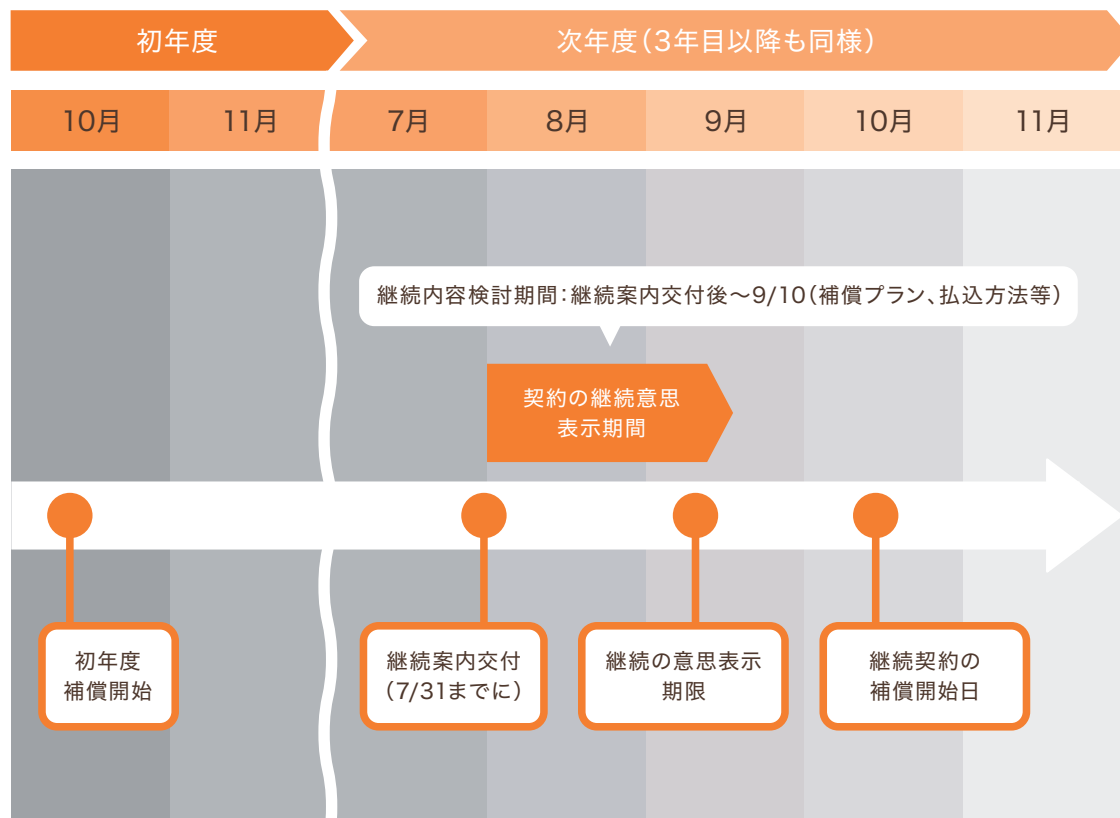
5.その他ご留意していただきたいこと

(1)継続契約のお手続きについて

①自動継続

当商品は、すべてのご契約に「継続契約特約」が適用されます。継続を希望されない場合は、マイページまたはお電話でのお手続きが必要となりますので、当社より満了日の属する月の3カ月前の末日までにお知らせする「継続契約についてのご案内」の内容に従ってお手続きをしてください。満了日の属する月の前月10日までに申し出がない限り、ご契約は自動的に継続となります。なお、プラン70(2年目以降)を選択された場合には「第1保険期間特別補償割合設定特約」は適用しません。1年を通じて同一の補償割合となります。

例)初年度補償開始日が10月10日の場合の 次年度継続契約のスケジュール(3年目以降も同様)



- ㊦自動継続できない場合や、商品改定等により保険料、補償内容、約款等が変更となる場合があります。その際は「継続契約についてのご案内」等にて別途お知らせします。
- ㊦保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす状況変更が発生し、本商品が不採算となり、継続契約の引き受けが困難となった場合には、会社の定めにより保険契約の継続を引き受けないことがあります。
- ㊦保険料は、所定の年齢層において、対象ペットの年齢が上がることにより毎年変わります。

②次年度契約内容の変更

ご契約の継続時に以下の契約内容の変更を行うことができます。

- 補償割合の変更:プラン70からプラン100に変更される場合には、別途告知をいただきます。審査の結果、変更を承ることができない場合があります。
- 保険料の払込回数および払込方法*の変更
※初年度の払込方法が「代理店口座への振込」の場合、次年度払込方法の登録が必要となります。
- 手術のみ支払特約の付保(手術とそれに伴う入院だけを補償したプランで、通院は補償の対象になりません。詳しくは、カスタマーセンターまでお問合せください。)

③継続契約の保険料に関して

保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす状況の変化が発生した場合は、主務官庁への届出等を行ったうえで、継続契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

(2)保険金の請求

①ペットファースト動物病院の場合

診療を受けられた動物病院が当社指定の提携動物病院の場合は、窓口でマイページの保険証を提示いただくと窓口精算ができます。(ただし、1日あたりの通院保険金支払限度額・入院保険金支払限度額および1回あたりの手術保険金支払限度額を超える診療費については、その超過分をお支払いいただきます。)

②その他の動物病院の場合

お会計時に診療費全額を一旦お支払いいただき、その後、当社あてに保険金請求を行ってください。WEB保険金請求の場合、請求書類の郵送は不要です。

(3)保険金をお支払いする時期

当社に保険金の請求手続きに必要な書類等のすべてが到着し、完備した日から、その日を含めて原則30日以内に保険金をお支払いします。ただし、特別な調査・照会等が必要となる場合は、「約款」で別途定める日数を経過する日までに保険金をお支払いします。

(4)現在のご契約の解約を前提とした新たなご契約の不利益事項について

①新たな保険契約の申込をされる場合、対象ペットの健康状態などによっては、条件付きのお引き受けとなることや、お引き受けができないことがあります。

②新たな保険契約の補償開始日より前に生じている病気やケガなどに対しては、保険金をお支払いできないことがあります。

③現在の保険契約の解約日と新たな保険契約の補償開始日が異なる場合、その間の補償が途切れることや、補償が重複し、保険料が二重払いになることがあります。

(5)保険料控除について

保険契約者が負担する保険料は、所得税法上、所得控除の対象になりませんのでご注意ください。

(6)取扱代理店の権限

当社の代理店は、保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結や告知の受領権などの代理権を有していません。ご契約は、当社がご契約のお申込みを承諾したときに有効に成立します。

(7)保険期間中の保険料の増額または保険金の削減等

保険期間中に保険契約の計算の基礎に著しい影響を及ぼす状況の変化が発生した場合は、主務官庁への届出等を行ったうえで、保険期間中に保険料の増額または保険金の削減・減額を行うことがあります。この場合は、書面によりその旨を通知します。通知を行う前に生じた事故による保険金については、削減・減額を行いません。

(8)少額短期保険業者が引き受けられる保険契約の限度

少額短期保険業者が引受できる保険契約については以下のような制限があります。保険期間は、損害保険の場合、2年までとなりますが、この保険契約の場合、1年となります。1人の被保険者(補償の対象となる方)についてお引き受けするすべての保険契約の保険金額の合計金額は、1,000万円が上限となります。1人の保険契約者についてお引き受けするすべての保険契約の保険金額の合計金額は、10億円が上限となります。

(9)セーフティネットについて

当社は、少額短期保険業者であり、保険業法上、保険契約者保護機構の加入対象となっていないので、同機構による資金援助等の措置はありません。また、この保険契約は、保険業法上、破綻会社に係る保険契約者等の保護措置による補償対象契約に該当しません。ただし、破綻した場合の損失補填や、資金の不正利用の防止等の観点から、少額短期保険業者登録時ならびに毎決算期に供託金を法務局に差し入れています。

10 少額短期ほけん相談室のご案内

当社との間で問題を解決できない場合や当社に関する苦情等のご相談につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会（以下「日本少額短期保険協会」という）が運営する指定紛争解決機関「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことができます。

日本少額短期保険協会 少額短期ほけん相談室
〒104-0032 東京都中央区八丁堀三丁目12番8号HF八丁堀ビルディング2F
TEL：0120-82-1144
FAX：03-3297-0755
受付時間／9：00～12：00・13：00～17：00（土日・祝日・年末年始の休業日を除く）
受付日／月曜日から金曜日（祝日ならびに年末年始休業期間を除く）
※詳しくは、日本少額短期保険協会のwebサイトをご覧ください。
(<https://www.shougakutanki.jp/general/consumer/consult.html>)

11 支払時情報交換制度

当社は、日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取消、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険会社等の社名は、日本少額短期保険協会のwebサイト (<http://www.shougakutanki.jp/>) をご参照ください。

12 個人情報保護方針【プライバシーポリシー】

ベッツファースト&グレイス少額短期保険株式会社（以下、「当社」といいます）は、個人情報の保護が個人の生命・身体・財産の安全に関わる重要な問題であることを深く認識し、個人の権利・利益の保護およびお客さまの信頼を第一に考え、「個人情報の保護に関する法律」（以下、『個人情報保護法』）、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、『マイナンバー法』）、その他の法令・ガイドラインを遵守して、機密性・正確性を保持する等、個人情報を適正に取り扱ってまいります。

① 個人情報の利用目的

当社は、個人情報を以下の目的を達成するために必要な範囲にのみ利用させていただき、それ以外の目的には利用いたしません。

- (1) 保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金等のお支払い
- (2) 当社業務に関する情報提供および市場調査・データ分析やアンケート等による保険商品・サービスの開発
- (3) 当社グループ会社・提携会社とその関連会社および当社代理店の各種商品・サービスのご案内・提供
- (4) その他保険業務に関連・付随する業務並びにお客さまのお取引および当社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務

② 取得・保有する個人情報の種類

取得・保有する個人情報は、氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、電子メールアドレス等、前項の利用目的を達成するために必要な情報です。

③ 個人情報の取得方法

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ適法で公正な手段により個人情報を取得します。当社は、主に保険契約の申し込みや保険金請求時もしくはアンケートやキャンペーン等の実施により、個人情報を取得します。また、お客さまからの各種問い合わせやご相談を通じて個人情報を取得することがあります。

④ 個人情報の第三者への提供

当社は、次の場合を除き、個人情報および個人データを第三者に提供いたしません。

- (1) あらかじめ本人の同意を得た場合
- (2) 個人情報保護法、マイナンバー法、その他の法令に基づく場合
- (3) 当社の業務遂行上必要な範囲で業務委託先に提供する場合
- (4) 再保険を利用する場合
- (5) 他の少額短期保険会社または損害保険会社との間で共同利用を行う場合

⑤ 個人情報の共同利用

当社は、上記「個人情報の利用目的」を実現するために、当社グループ会社との間で、以下の個人情報を共同利用することがあります。共同利用する個人情報の項目：住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、飼育するペットに関する情報（診療歴を含む）、申込時の契約内容およびご利用サービスの内容・履歴等、お取引・サービスの提供に関連して取得した情報およびその他利用目的の達成のために必要な情報

⑥個人情報の安全管理措置

当社は、個人情報の漏洩・滅失・き損または不正アクセスの防止、その他個人情報の安全管理のために、適正な情報セキュリティを確立し、必要かつ適切な措置を講じてまいります。

⑦機微(センシティブ)情報のお取り扱い

当社は、お客さまに関する人種・信条・門地・本籍地・保健医療または犯罪経歴についての情報、その他の非公開情報(以下、「機微(センシティブ)情報」という)については、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第5条第1項に基づき、当社業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的以外には取得・利用または第三者に提供を行いません。

⑧特定個人情報のお取り扱い

当社は、マイナンバー法に定められている個人番号および特定個人情報は、同法で限定的に明記された目的以外のために取得・利用しません。また、第三者への提供および共同利用も行いません。

⑨保有個人データの開示、訂正、利用停止、消去等のご請求

保有個人データについて、個人情報保護法に基づく開示、訂正、利用停止、消去等のご請求があった場合、請求者をご本人であることを確認させていただいたうえで、業務の適正な実施に著しい支障をきたす等の特別な理由のない限り速やかに対応いたします。

⑩個人情報に関するお問い合わせ先

個人情報保護法に基づく保有個人データおよび特定個人情報に関する開示、訂正、利用停止、消去等に関するご請求につきましては、次の〈お問い合わせ先〉までお申し出ください。なお、利用目的の通知、開示請求については別途ご案内する所定の手数料をいただきます。

〈お問い合わせ先〉

担当:当社カスタマーセンター / 電話:0120-202-025 / 受付時間:平日10:00~18:00(土・日・祝・年末年始の休業日を除く)

メールアドレス:customers@pfirst-grace.co.jp

当社は、個人情報の取扱いに関するご照会およびご意見・ご要望に適切かつ迅速に対応いたします。

※本方針は個人情報保護法、その他関係法令、ガイドライン等に基づき当社ホームページで継続して公表しております。本方針は今後の安全管理上の技術向上などを反映し適宜変更する場合があります。変更内容はホームページ上で公表いたします。